

山鹿市ボランティア活動推進助成事業実施要項

1 目的

山鹿市の新しい時代にあった先駆的な地域福祉活動を担う組織や団体（ボランティアグループ・学校・NPO）等に対し、その事業費を助成することによりボランティア活動の活性化推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

山鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

3 ボランティア活動推進における活動

別紙事業例による。

4 推進団体数

活動推進団体数は、概ね30団体とする。

5 対象団体

次に定めるいずれかの条件を満たす団体とする。

- （1）山鹿市ボランティアセンターに団体登録されている、かつ代表者が山鹿市民であること。
- （2）山鹿市内の学校であること。

6 本会の役割

本会は助成団体・組織に対して次の援助を行なう。

- （1）活動費の助成
- （2）活動に関する市民への広報・啓発及び管内学校への普及
- （3）福祉施設、関係機関・団体との連携を図り、ボランティア活動の開拓及び提供
- （4）各団体の各種行事へのボランティアや社協職員の派遣
- （5）地域や福祉に関する情報の提供

7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要項は平成17年4月1日より施行する。

この要項は令和2年4月1日より施行する。